

●第75回広島市都市計画審議会（令和7年8月7日開催）

議題	名称等	議案の内容
<p>広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の決定について〔広島市決定〕</p>	<p>西風新都梶毛西地区地区計画</p>	<p>本地区は、「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画2013」において計画誘導地区として位置付けられており、地域住民主体のまちづくりを促進し、まちづくり計画が策定された地区については、地区計画制度を活用し、地区の特性に合った市街地の形成を図ることとしている。</p> <p>今回、土地所有者において、地区計画制度を活用した市街地形成の検討が重ねられ、都市計画法第21条の2の規定に基づく地区計画決定に係る都市計画提案があったため、当該提案に基づき、地区計画を決定するものである。</p>
<p>広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率等の変更について〔特定行政庁 広島市長〕</p>	<p style="text-align: center;">/</p>	<p>本市の市街化調整区域においては、建築基準法に基づき、特定行政庁（広島市長）が原則的な容積率等（容積率100%、建蔽率50%、斜線の勾配1.25）を定めているが、地区計画で計画的なまちづくりが行われる区域については、これと異なる数値へ変更している。</p> <p>西風新都梶毛西地区地区計画において、地区計画の内容に応じた容積率等に変更するものである。</p>
<p>広島市立地適正化計画の改定（防災指針の追加）について</p>	<p style="text-align: center;">/</p>	<p>令和2年に都市再生特別措置法の一部が改正され、立地適正化計画の記載事項として、新たに防災指針を位置付けることとされた。</p> <p>本市においても、立地適正化計画に基づいたコンパクトなまちづくりを進めていくのに併せて、災害に強いまちづくりを推進するため、立地適正化計画を改定し、防災指針を追加するものである。</p>